

「秋田沿岸海岸保全基本計画」の変更（素案）に関する 意見募集（パブリックコメント）について

令和2年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」を受け、海岸保全基本計画に定める事項として、「海岸の防護に関する基本的な事項」が規定され、このことを含め令和2年11月に気候変動を踏まえた海岸保全を推進するにあたり、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、海岸保全基本方針が変更されたことを受け、県では、本計画の変更を行うこととしました。

そこで、地球温暖化に伴う海面上昇を考慮し、2100年を想定した防護水準の見直しなど、本計画の変更（素案）を作成しましたので、次により県民の皆様からご意見を募集します。

1 計画の名称

「秋田沿岸海岸保全基本計画」の変更（素案）

2 意見の提出期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月16日（月）（必着）まで

3 閲覧方法

当ホームページのほか、水産漁港課（県庁本庁舎4階）、河川砂防課・港湾空港課（県庁本庁舎6階）、広報広聴課（県庁本庁舎1階）、各地域振興局総務企画部でご覧いただけます。

4 意見の提出方法

郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法により提出して下さい。様式は問いません。

5 意見等提出の際の留意事項

いずれの提出に当たっても、提出される方の住所・氏名を明記して下さい。

住所・氏名を明記していない場合は、提出意見等として取り扱わない場合もあります。

6 提出された意見等の公表

提出頂いた意見等については、県の考え方を付して、内容を公表しますが、住所・氏名等は公表しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことを公表するにとどめ、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見等の提出先

〒010-8570 秋田市山王4-1-1

秋田県 建設部 河川砂防課 河川・ダム・海岸チーム

電話 018-860-2514

FAX 018-860-3809

E-mail: r-kaigan@mail2.pref.akita.lg.jp

8 問い合わせ先

<全般（港湾・漁港に関することは除く）>

秋田県 建設部 河川砂防課 河川・ダム・海岸チーム

電話 018-860-2514

FAX 018-860-3809

<港湾に関すること>

秋田県 建設部 港湾空港課 港湾チーム

電話 018-860-2543

FAX 018-860-3804

<漁港に関すること>

秋田県 農林水産部 水産漁港課 漁港漁村整備チーム

電話 018-860-1889

FAX 018-860-3849